

標題 : 自治労組織内参議院議員(比例代表)の活動報告記事(23.4.28)について
発信番号 : 自治労情報2023第0080号
発信日付 : 2023年5月1日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

連日のご健闘に敬意を表します。

参議院比例代表選挙選出の自治労組織内議員である「鬼木まこと」「岸まきこ」各参議院議員議員の活動報告をお送りいたします。

つきましては、県本部・単組等の、機関紙・ニュース等でご活用いただきますようお願いいたします。

1. 記事掲載URL(記事Wordファイルおよび写真データを掲載)

<https://remote2.cybozu.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/index?hid=7676>

2. 記事内容

◆鬼木まこと参議院議員「地域公共交通の維持・再生について議論しました」

少子高齢化の進展による地方部の過疎化は深刻な状況にあります。その中で、地域住民の通勤・通学や通院などの移動手段として日常生活を支えている地域公共交通は、コロナ禍の影響もあり、厳しい経営状況となっています。

今後の地域公共交通を維持・再生するための「地域公共交通活性化法案」の審議にて4月20日に質疑に立ちました。

法改正により、赤字ローカル路線のあり方の見直しのために鉄道事業者や自治体、地域の関係者による再構築協議会を設け、「廃止」や「存続」という前提なしで利用者目線による協議が行われることとなります。

自治体の関与が大きく求められますが、自治体には専門人材がほとんどいないため、人材の確保・育成が急務です。また、自治体が交通モードに対して補助を行うにも財源が必要です。総務省も財政措置を行うことになっていますが、今後ますます厳しい経営環境となることも想定され、将来的には更に財政措置が必要となる可能性があります。

今後とも、地域を守るために必要な地域公共交通の維持・存続に向けて活発に議論を行ってまいります。

◆岸まきこ参議院議員「会計年度任用職員への勤勉手当支給を可能とする地方自治法改正案が可決・成立しました」

4月26日、参議院本会議で会計年度任用職員への勤勉手当支給を可能とする地方自治法改正案が可決・成立しました。前日に開催された参議院総務委員会で、私も50分の持ち時間をフルに使い、政府に対して(1) 会計年度任用職員や臨時・非常勤職員の存在の意義、重要性に対する見解、(2) すべての自治体で勤勉手当支給を行うべきであること、(3) 国の非常勤職員との権衡をはかるため、給与改定の時期、遡及に関する明確な見解(人事院勧告の4月遡及適用)等について質問しました。

松本剛明総務大臣からは、「様々な分野において会計年度任用職員の方々が地方行政の重要な担い手としてご活躍いただいている」こと、「会計年度任用職員についても常勤職員の取り扱いに準じた改定を行うことが基本」との答弁がありました。

また公務員部長からは、「会計年度任用職員の適正な処遇の観点から、法案が成立した場合には地方公共団体において勤勉手当を支給すべきものと考えている」との答弁を得ました。

2024年4月1日の施行となりますが、今後は各自治体で条例化を確実に勝ち取っていくことが重要となります。私も引き続き、組合員のみならず、会計年度任用職員の処遇改善と雇用の継続を求め、取り組んでまいります。

